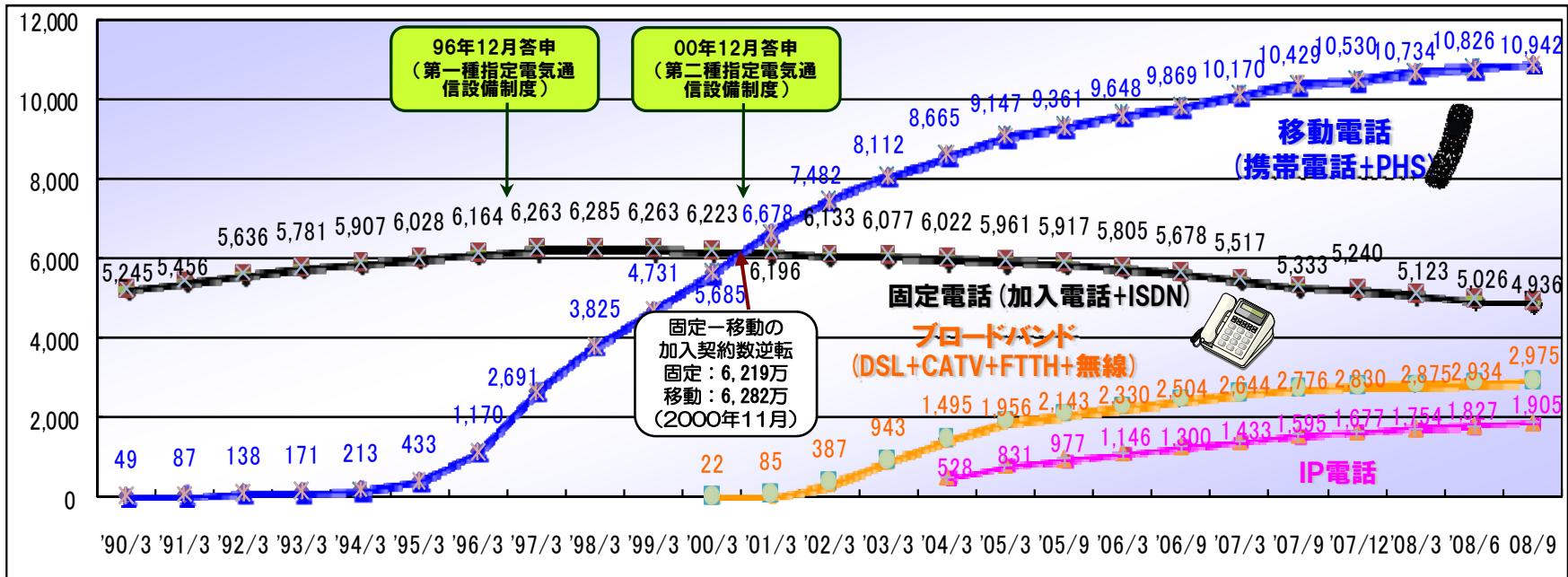


# 電気通信市場の環境変化に対応した 接続ルールの在り方について

平成21年3月3日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

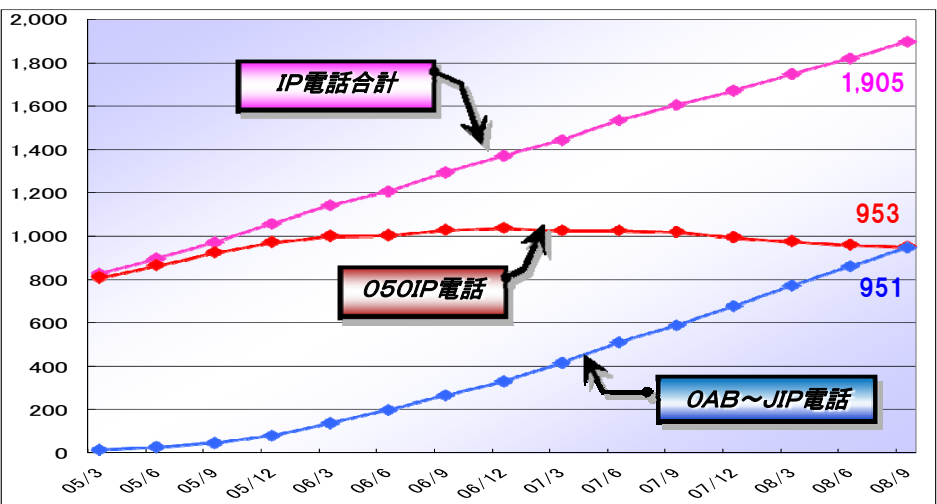
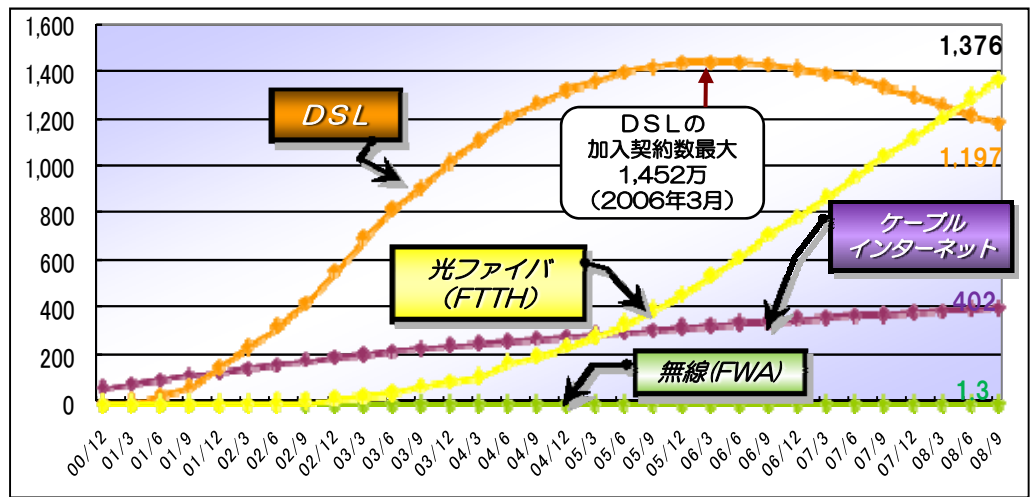
# 電気通信サービスの加入契約数の推移

■各種サービスの加入契約数の推移(08.9末現在、単位:万契約)



注: 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

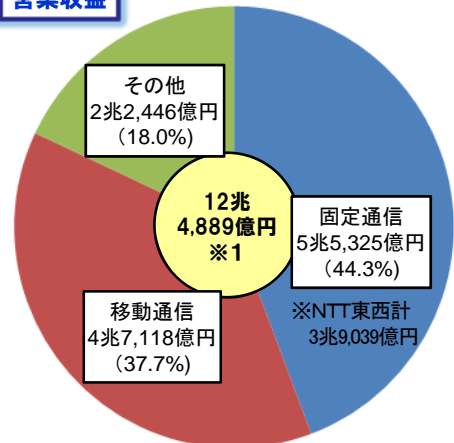
■ブロードバンド・IP電話加入契約数の推移(08.9末現在、単位:万契約)



# 各事業者(グループ)における固定通信・移動通信事業の割合(07年度) 2

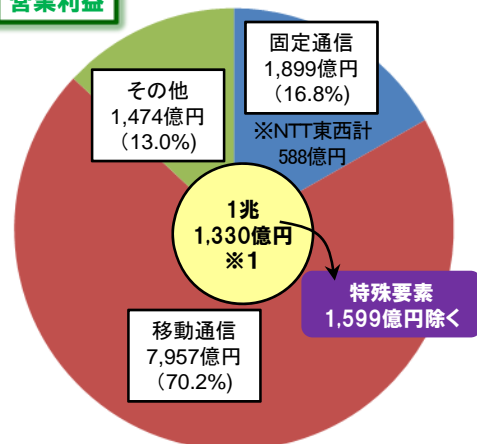
## NTTグループ

### 営業収益



☞ 連結: 10兆6,809億円(1兆8,081億円の相殺後※2)

### 営業利益

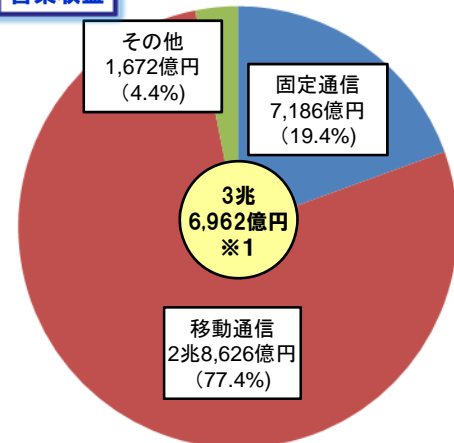


☞ 連結(特殊要素除く): 1兆1,447億円(117億円の相殺後※2)  
☞ 連結: 1兆3,046億円(211億円の相殺後※2)

固定通信は、「地域通信事業」・「長距離・国際通信事業」、移動通信は、「移動通信事業」、その他は、「データ通信事業」・「その他の事業」に係る営業収益又は営業利益を算入

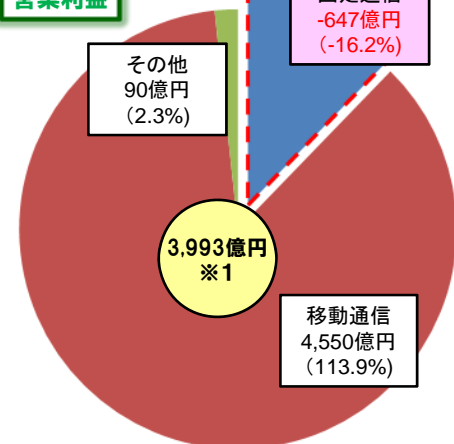
## KDDI

### 営業収益



☞ 連結: 3兆5,963億円(999億円の相殺後※2)

### 営業利益

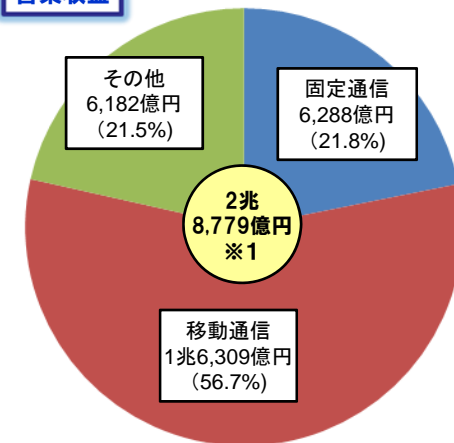


☞ 連結: 4,005億円(11億円の相殺後※2)

固定通信は、「固定通信」、移動通信は、「移動通信」、その他は、「その他」に係る営業収益又は営業利益を算入

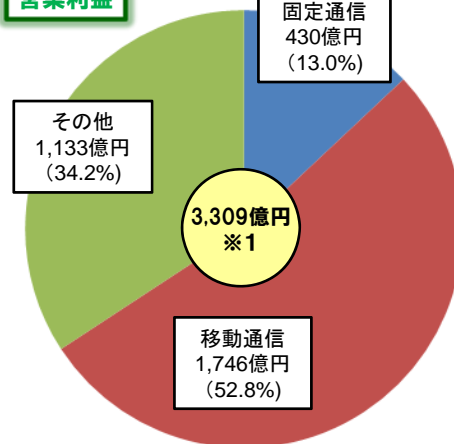
## ソフトバンクグループ

### 営業収益



☞ 連結: 2兆7,761億円(1,017億円の相殺後※2)

### 営業利益

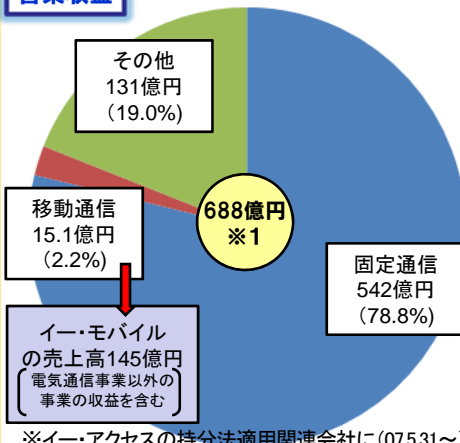


☞ 連結: 3,243億円(66億円の相殺後※2)

固定通信は、「ブロードバンドインフラ事業」・「固定通信事業」、移動通信は、「移動体通信事業」、その他は、「インターネット・カルチャー事業」・「イーコマース事業」・「その他の事業」に係る営業収益又は営業利益を算入

## (参考)イー・アクセスグループ

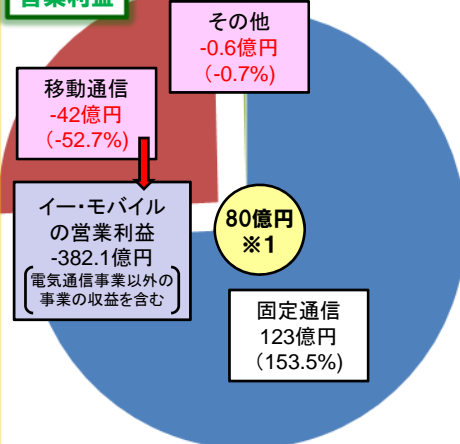
### 営業収益



※イー・アクセスの持分法適用関連会社に(07.5.31~)

☞ 連結: 676億円(12億円の相殺後※2)

### 営業利益



☞ 連結: 71億円(10億円の相殺後※2)

固定通信は、「ネットワーク事業」、移動通信は、「イー・モバイル」、その他は、「デバイス事業」に係る営業収益又は営業利益を算入

※1 各グラフの中心の値は、セグメント別公表値を事務局にて合算したもの。

※2 相殺額は、各社公表値から事務局にて推計したもの。

# モバイル市場について

第2世代



~数十kbps

音声中心

第3世代

(2001~)



~384kbps

インターネット接続

3.5世代

(2006~)



~14Mbps

(ADSL同等) 音楽、ゲーム、動画等

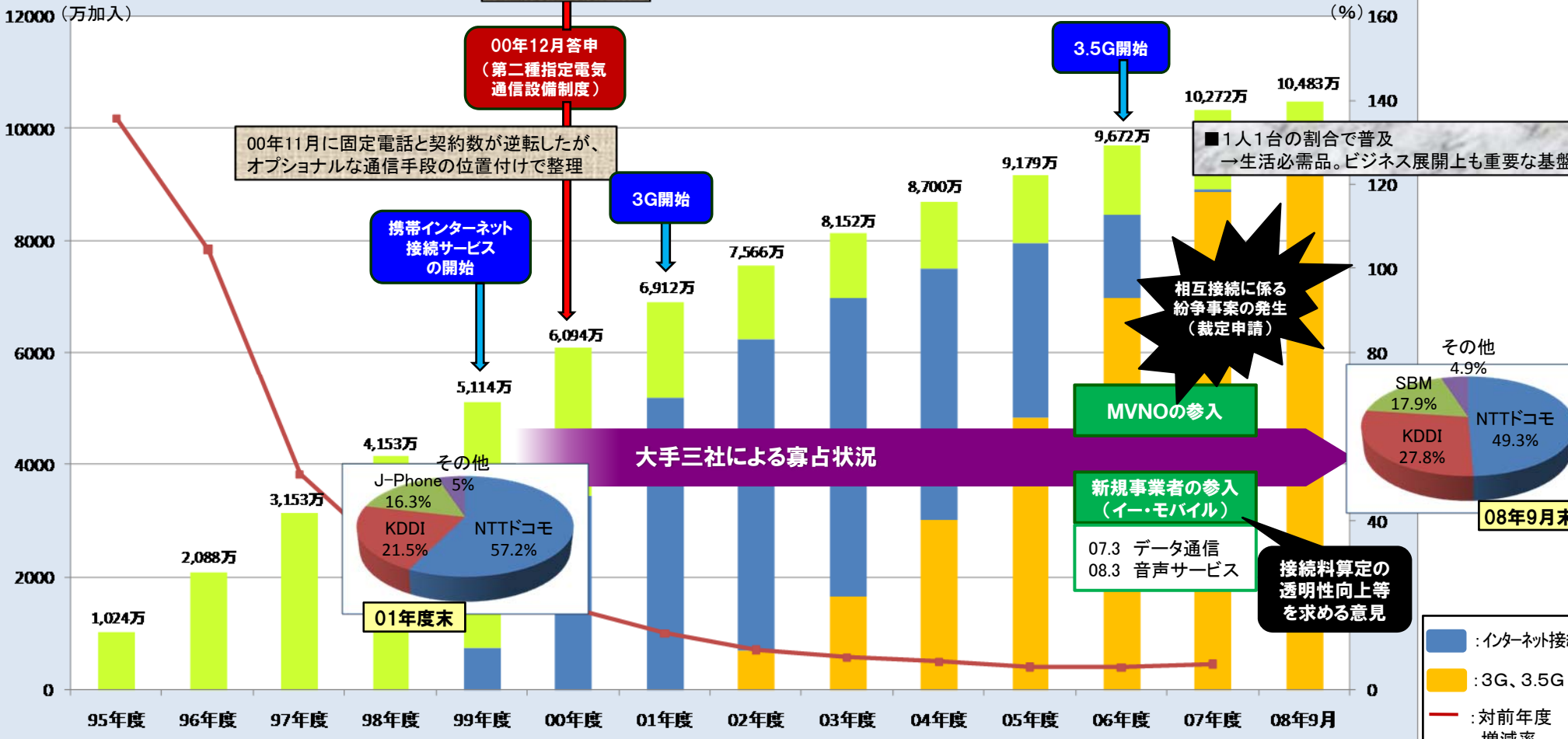
3.9世代

(2010~)

25Mbps~  
100Mbps超

第4世代

1Gbps

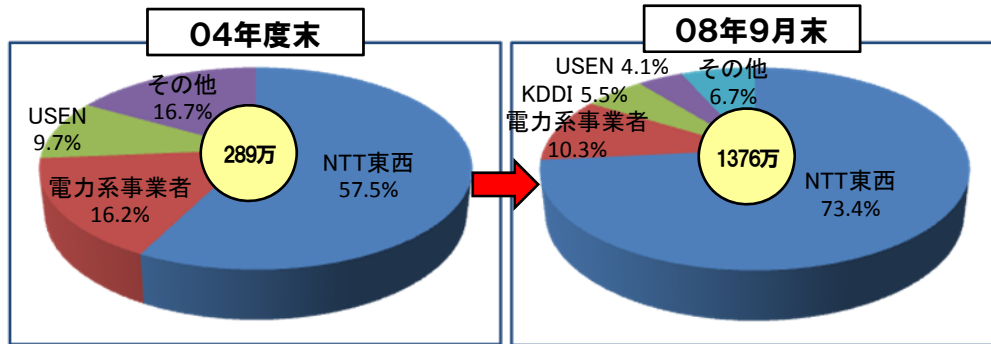


■ :インターネット接続  
■ :3G、3.5G  
— :対前年度増減率

■07年3月付情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に基づき、屋内配線等の個別ルールについて検証するとともに、競争セーフガード制度の運用の中で、第一種指定電気通信設備制度の指定対象・アンバンドル対象等の検証を実施。

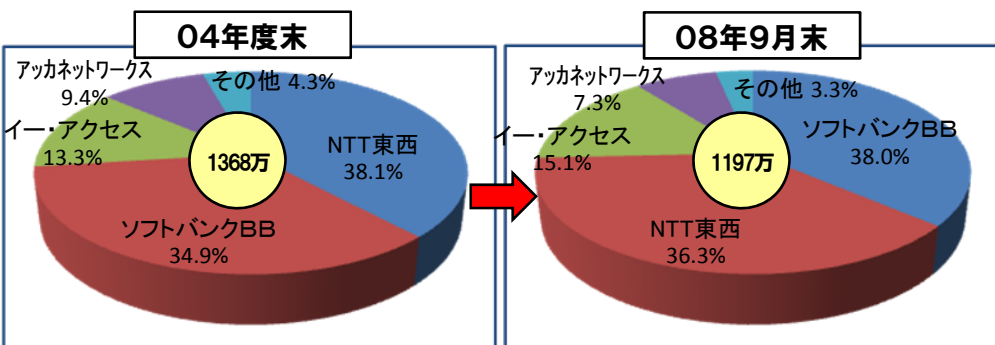
## 事業者別契約数シェアの推移

### ■FTTH市場



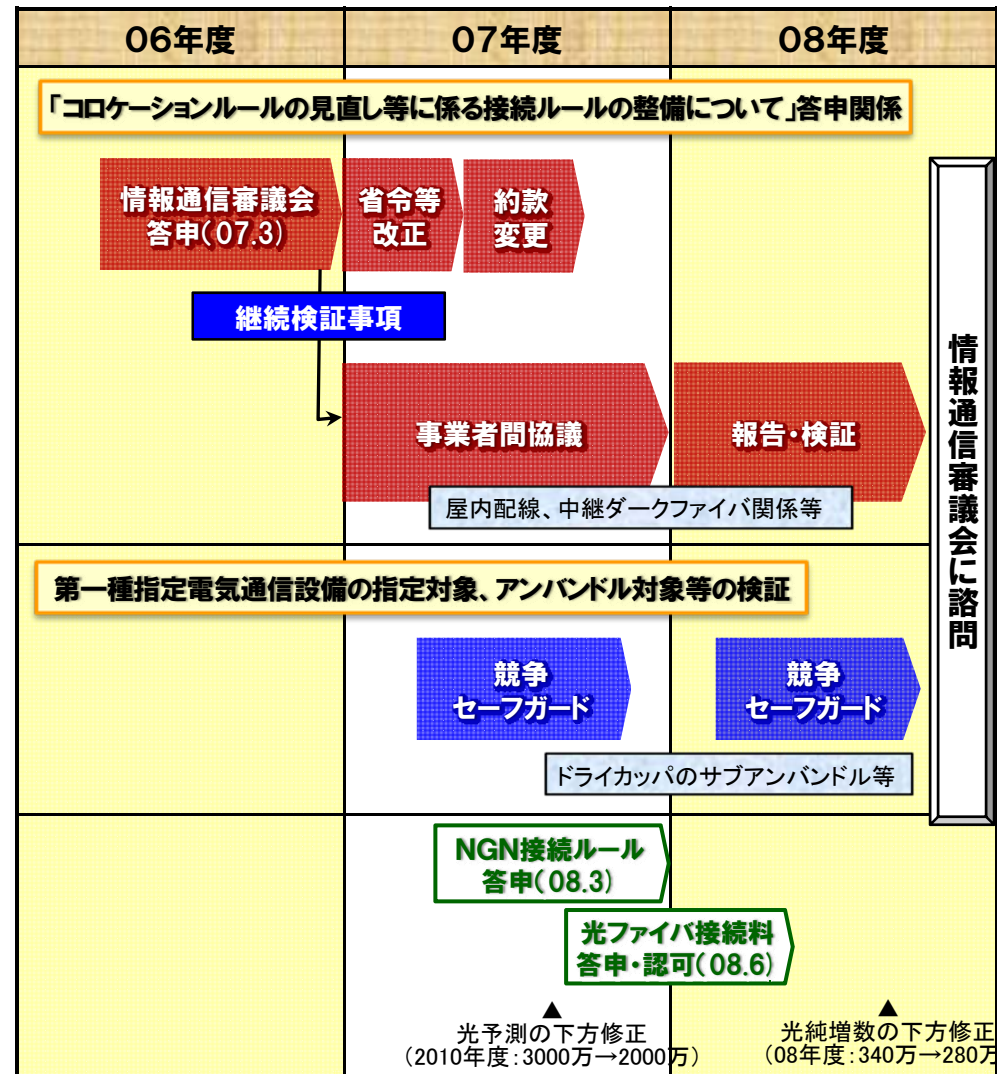
> 市場は拡大傾向。NTT東西のシェアも拡大傾向だが、需要予測は下方修正

### ■ADSL市場

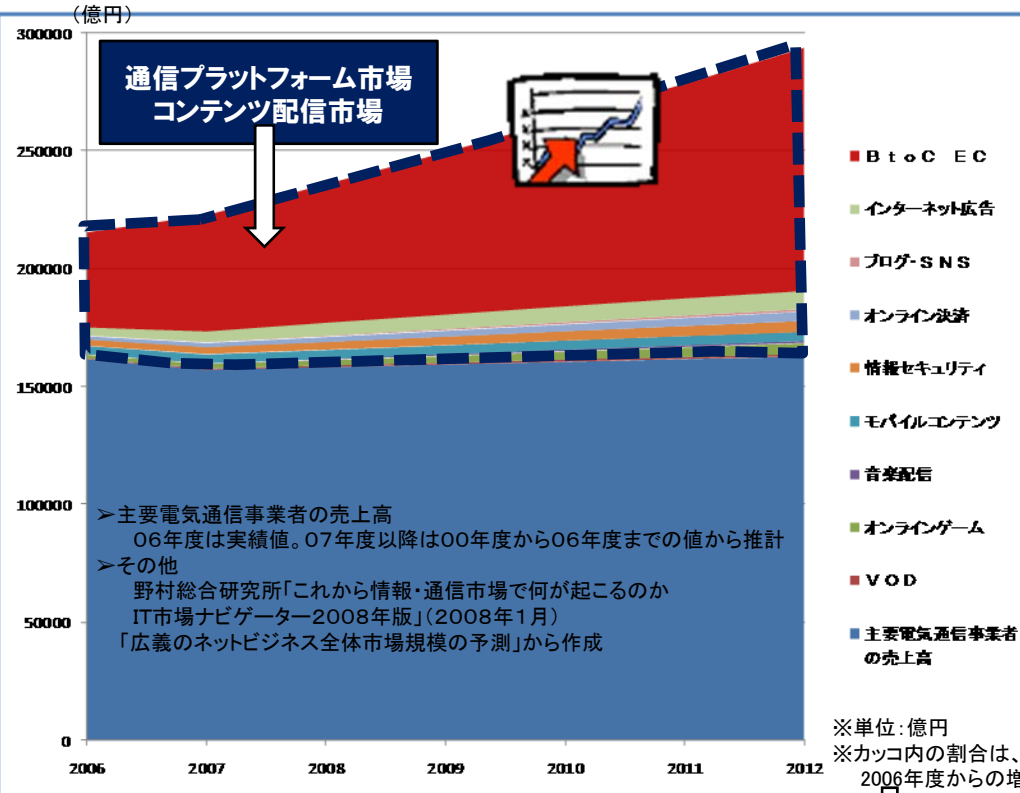


> 市場は縮小傾向だが、縮小幅は減少気味。ソフトバンクBBが首位に

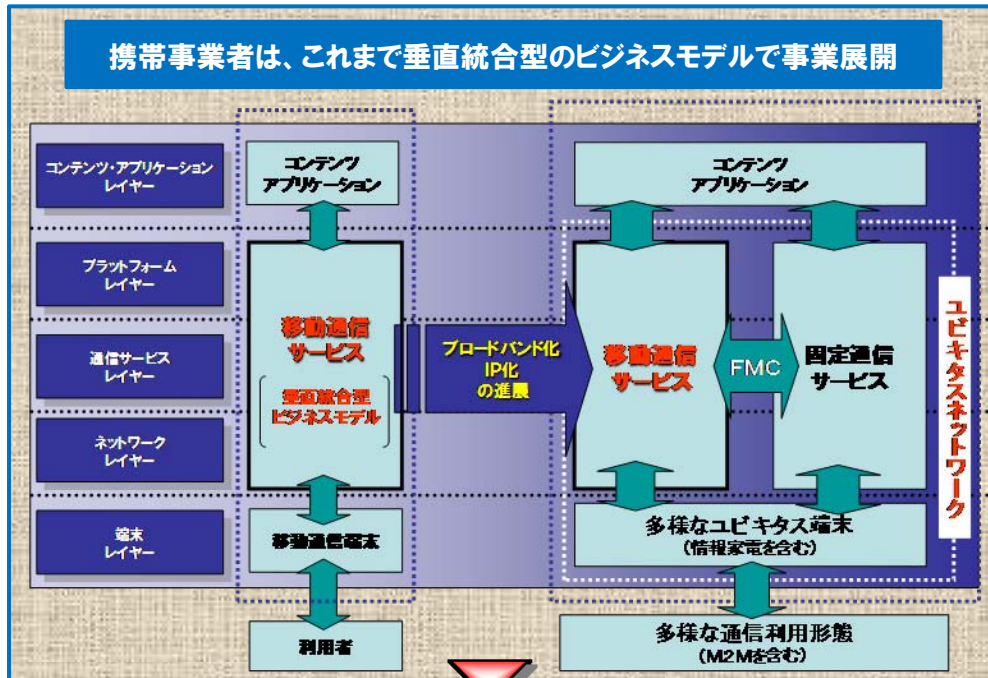
## 最近の接続ルールに関する取組状況



■モバイル市場・固定ブロードバンド市場が成熟化する中で、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場は、今後の市場規模の拡大が予測されている。

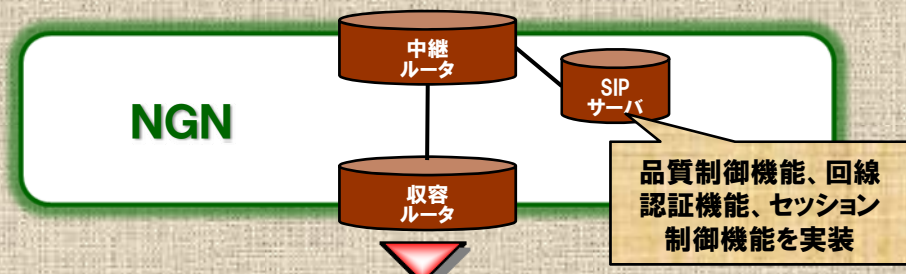


	2006年度	2012年度		2006年度	2012年度
B to C EC	40,403	103,234 (156%)	モバイルコンテンツ	3,388	3,909 (15%)
インターネット広告	3,630	7,844 (116%)	音楽配信	242	880 (264%)
ブログ・SNS	88	947 (976%)	オンラインゲーム	1,530	4,580 (199%)
オンライン決済	1,464	3,924 (168%)	VOD	337	978 (190%)
情報セキュリティ	2,843	4,822 (70%)	主要電気通信事業者の売上高	161,741	162,863 (0.7%)



通信プラットフォーム機能のオープン化を求める意見

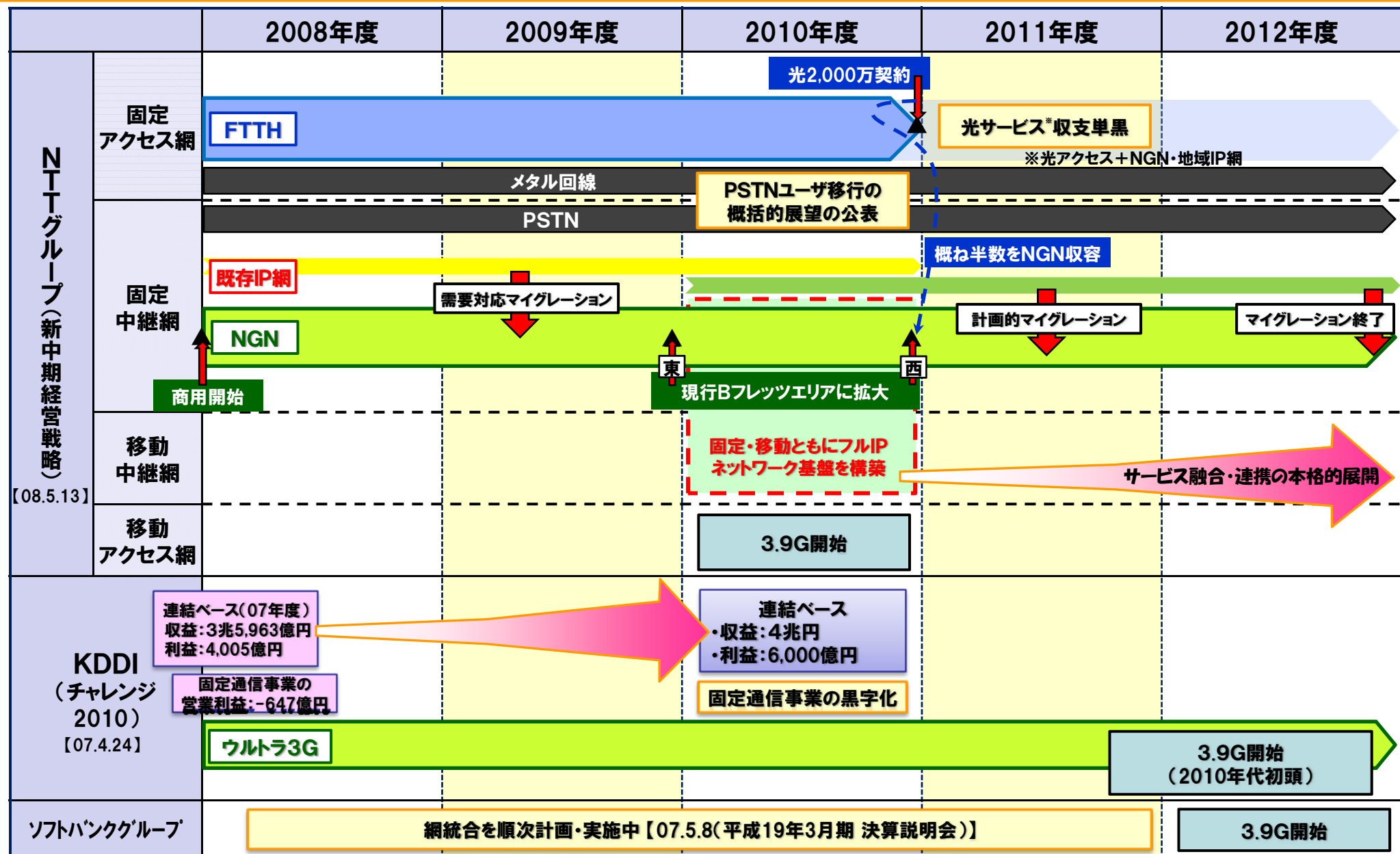
08年3月末から、NTT東西のNGNの商用サービス開始



品質制御機能等のアンバンドルを求める意見

# 各事業者の今後の事業展開予定

■NTTグループでは、2010年度に固定網・移動網ともにIP化したフルIPネットワーク基盤を構築し、固定網・移動網間のサービス融合・連携の本格的な展開を計画。



- モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。
- 本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

## I. モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証
  - (1)規制根拠・規制内容の検証
  - (2)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方
  - (3)接続料原価算定の考え方(適正な原価等)
  - (4)接続料算定と規制会計の関係
2. ネットワークインフラの利活用
  - (1)鉄塔等の設備共用ルールについて
  - (2)ローミングの制度化について



## II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1. FTTxサービス
  - (1)FTTHサービスの屋内配線
  - (2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)
2. DSLサービス
  - (1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み
  - (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)
3. ネットワークインフラの利活用
  - (1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置
  - (2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示



## III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化
  - (1)移動網の通信プラットフォーム機能
  - (2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能
2. 紛争処理機能の強化等
  - (1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化  
(電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い)
  - (2)当該者に関し電気通信事業法上検討すべき課題



## IV. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

1. 接続料算定上の課題
  - (1)逆ざや問題
  - (2)ビル&キープ方式
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
  - (1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点
  - (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項



# 提案募集に寄せられた主な意見①

■ 検討に際し論点となる項目(前ページの検討事項)について、平成21年1月9日から1ヶ月間、提案募集を実施。その結果、21件の意見が寄せられた。主な意見は、以下のとおり。

## 1. モバイル市場の公正競争環境の整備

- ✓ 第二種指定電気通信設備制度には、**第一種指定電気通信設備制度と同様の規制が必要**(イー・モバイル、MVNO協議会等)
- ✓ 第一種指定電気通信設備制度とは、規制根拠が異なり、**規制内容を同一にする必要はない**(NTTドコモ、KDDI等)
- ✓ 第二種指定電気通信設備制度は、**すべての携帯電話事業者に適用すべき**(NTT東西、NTTドコモ等)

- ✓ **アンバンドルに係る紛争事案が発生**したこと等から、**標準的接続箇所の設置や機能のアンバンドル化が必要**(MVNO協議会、STNet等)
- ✓ ボトルネック設備である固定電話と同様の**アンバンドル規制を導入する必要はない**(NTTドコモ、KDDI等)
- ✓ 接続料算定の透明性向上の観点から、**接続料の算定方法や算定内容の明確化を行うことが必要**(イー・モバイル、NTTドコモ等)
- ✓ 接続料の算定根拠を検証するために**規制会計の整理が必要**(イー・モバイル、MVNO協議会等)
- ✓ 設備競争が機能している移動体では、設備の非効率性が生じる可能性が小さいため、**一種指定設備制度と同様の規制は不要**(KDDI等)

- ✓ 資源の節約・有効利用・コスト削減の観点から、**鉄塔等の設備の共用は率先して行うべき**(イー・モバイル、MVNO協議会)
- ✓ **安易に設備共用をルール化した場合、設備競争の後退につながる**。設備共用は、原則事業者間協議に委ねることが適当(STNet等)
- ✓ **ローミングのルール化は否定しないが、対象を新規参入事業者とする時限的措置であり、全事業者の取組であることの明確化が必要**(NTTドコモ)
- ✓ **基地局の設置が難しい場合は、市場シェアの高い二種指定事業者(既存事業者も含めた)にローミングを義務付けるべき**(ソフトバンク)
- ✓ 設備競争の後退につながるため、**ローミングは制度化すべきではない**(STNet)

## 2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

- ✓ **FTTHの屋内配線工事は**、料金算定根拠が不明であること等、**ビジネススペースでの公正競争条件確保には限界**(KDDI)
- ✓ **屋内配線は、誰でも自由に設置可能**であり、現に各社が自由に設置している状況であるため、**一種指定設備に該当しない**(NTT東西等)
- ✓ **まずは事業者資産の屋内配線について、早期の転用ルールの策定が必要**(KDDI)
- ✓ 屋内配線の提供可否等は、利用者の意向によって大きく影響を受ける可能性。**まずは屋内配線の利活用に向けた事業者相互の意識合わせが必要**(NTT東西、NTT持株)

- ✓ **FTTRは、メタル回線の新規需要を創出**し、メタル芯線の利用率向上により、**ドライカツパ接続料の上昇傾向の緩和が期待**(ソフトバンク)
- ✓ 局舎からき線点までのメタル回線(上部区間)を保守のみの利用に限定しても、上部区間は現に遠隔保守に利用されており、コストも他形態と同様に発生。**ドライカツパのサブアンバンドルは、不要**(NTT東西、NTT持株)

# 提案募集に寄せられた主な意見②

## 2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

- ✓ 非ブロードバンド地域のブロードバンド化の最大の阻害要因は、中継ダークファイバの空き芯線がないこと。WDM既設区間の貸出ルールの整備が必要 (関西ブロードバンド等)
- ✓ 中継ダークファイバの空き芯線がない区間について代替手段の提案要望が僅少であり、更に既設WDM装置の提供に関する接続ニーズも明らかになっていないことを踏まえれば、ルール化は時期尚早 (NTT東西)

## 3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の参入促進のための公正競争環境の整備

- ✓ 通信プラットフォーム機能は、指定設備とし、必要な機能のアンバンドル・標準的接続箇所の設置を行うべき (MVNO協議会、MCF等)
- ✓ アンバンドルすべき具体的な機能としては、認証・課金、コンテンツ配信、PUSH型サービスに関する機能等がある (MCF等)
- ✓ 通信プラットフォーム機能は、他事業者が同様の機能で提供可能であり、新たに指定設備とする必要はない。通信プラットフォーム機能のオープン化は、規制として導入するのではなく、ビジネスベースを基本とすべき (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等)

- ✓ NGNの認証機能、セッション制御機能、品質制御機能のアンバンドルを要望 (テレサ協)
- ✓ 品質制御機能をアンバンドルして、接続事業者がNGNをアクセス回線とした自社ブランドの0AB～JIP電話が提供可能となるようにすべき (フェュージョン・コミュニケーションズ)
- ✓ NGNには、通信伝送機能から独立した通信プラットフォーム機能は存在しない (NTT東西、NTT持株)

- ✓ 電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業者に該当しないプラットフォーム事業者等は、紛争処理機能の対象とすべき (MCF等)
- ✓ 紛争処理の対象範囲を広げるに当たり、どこまで拡大するか<sup>の</sup>基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要 (NTTドコモ)
- ✓ 電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべき (KDDI)

## 4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

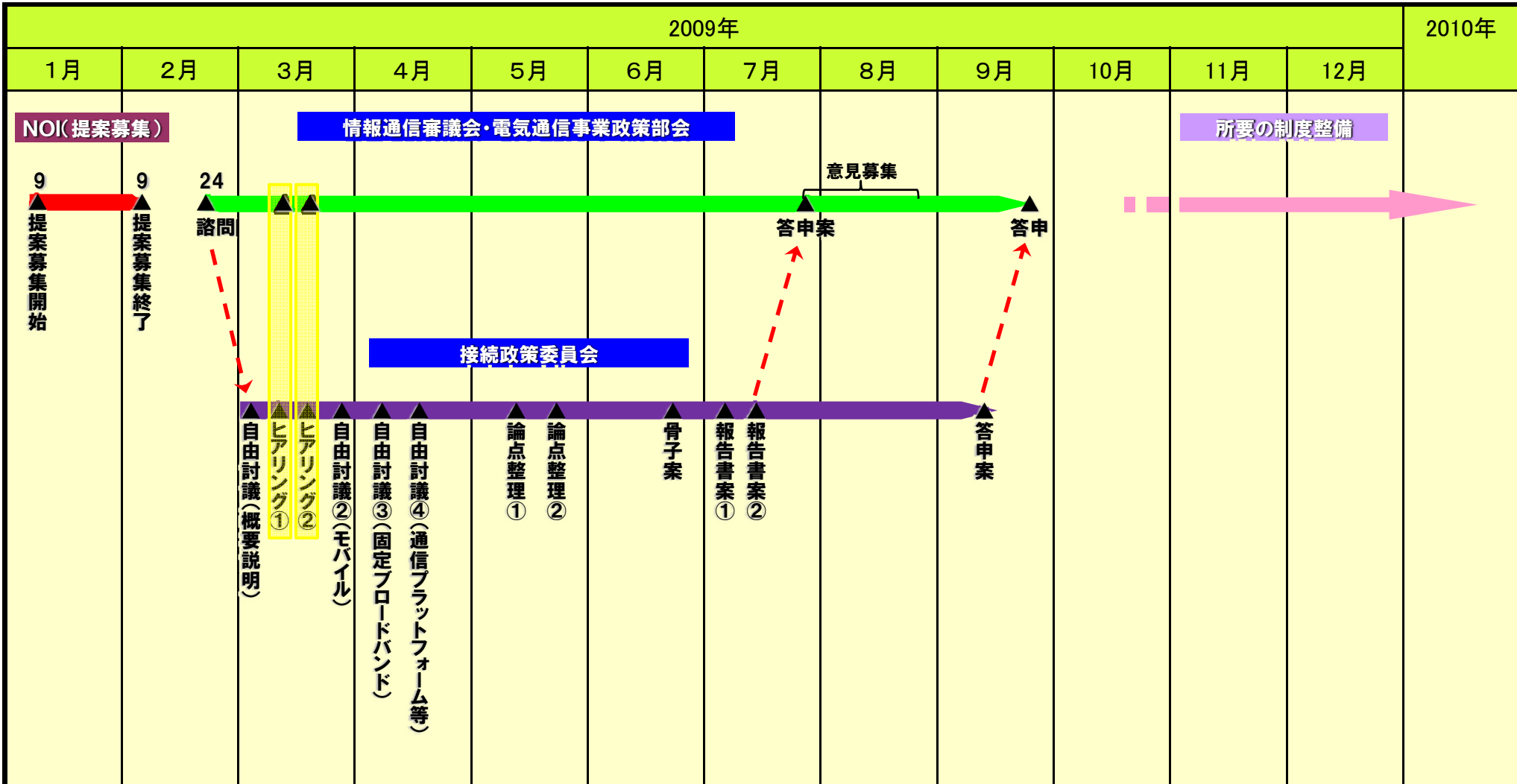
- ✓ 接続料で利益を稼ぐことを目的に不当に高額な接続料を請求することは、接続の拒否事由に該当する (NTT持株、NTTコミュニケーションズ)
- ✓ 事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちに接続の拒否事由とするのは認められない (ソフトバンク)
- ✓ 接続拒否は利用者の利便性を損なう。暫定的に接続料を支払わずに接続可能とすること等も検討してもらいたい (NTT西、NTTドコモ等)

- ✓ ビル&キープ方式は、通信量の均衡・不均衡だけでなく、コスト構造がほぼ類似している場合に公平性が保たれる制度 (ソフトバンク)
- ✓ 通信量の均衡をビル&キープ方式の導入基準とすること自体、新規参入事業者や小規模事業者には、一般的に不利で適切でない (イー・モバイル)
- ✓ ビル&キープ方式には、接続料精算コスト不要、相手方の接続料水準に関係なくユーザ料金を設定可能、コスト削減インセンティブ向上等のメリット (NTT東西等)

- ✓ FMCサービスの普及に伴い、固定通信・移動通信の市場に加えて、FMCサービスの市場を画定することが必要 (テレサ協)
- ✓ 市場の緊密化・融合化に伴い、NTTグループ会社の競争力が相乗的に高まり公正競争を阻害するおそれ。規制の在り方を検討すべき (ソフトバンク)
- ✓ ユーザ利便向上への要請に機動的かつ柔軟に対応できない。時代にそぐわない枠組みとなっている現行のドミナント規制を含めて見直すべき (NTT東西等)

# 今後のスケジュール案について

- 09年1月9日から、1ヵ月間、検討項目案の提案募集を実施。
- その結果等を踏まえ、2月24日に情報通信審議会(電気通信事業政策部会)に諮問。
- その後、事業者ヒアリング等を経て、7月末に答申案の意見募集を行い、9月末に答申。答申を踏まえ、必要に応じ所要の制度整備を実施。



## 1 日時等

【第1回】平成21年3月6日(金) 13:00～15:30(2時間30分)

意見陳述:90分、質疑応答:60分(質疑応答は、委員に加えて、意見陳述者も参加)

【第2回】平成21年3月16日(月) 15:30～18:00(2時間30分)

意見陳述:70分、質疑応答:80分(質疑応答は、委員に加えて、意見陳述者も参加)

## 2 ヒアリング事業者・団体

### 第1回

事業者・団体名	時間
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	20分
KDDI株式会社	20分
イー・モバイル株式会社	20分
日本通信株式会社	15分
モバイル・コンテンツ・フォーラム	15分

### 第2回

事業者・団体名	時間
東日本電信電話株式会社	20分
西日本電信電話株式会社	
ソフトバンク株式会社	20分
社団法人テレコムサービス協会	15分
関西ブロードバンド株式会社	15分